

地方独立行政法人秋田県立療育機構 中期計画

地方独立行政法人秋田県立療育機構

従来の秋田県小児療育センター及び秋田県太平療育園を再編統合し運営する地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「療育機構」という。）は、秋田県の障害児・者政策として求められる高度専門療育を提供し、並びに、秋田県の中核的、かつ、指導的な立場として、県内の療育水準の向上を図り、発達に支援が必要な子ども達が、最も必要な時期に適切な療育が受けられ、更には乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた支援に寄与することを目的に設立されたことを十分認識して、秋田県知事から示された中期目標の達成を図るものである。

そのため、ここに地方独立行政法人秋田県立療育機構中期計画を作成し、弾力的運営・弾力的人事を図り、自立的・積極的運営に全力で取り組み、中期計画の実現を目指すこととする。

第1 中期計画の期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 質の高い療育の提供

療育機構は、本県の中核的療育機関として、県民、利用者・家族の視点に立って、より安心して信頼できる療育サービスの提供に努める。

(1) 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供

各診療科連携による総合的な診断及び治療を提供する。

総合的なリハビリテーションを行い、発達支援や障害の軽減を講じる。

入所治療の肢体不自由児や重症心身障害児に対して、リハビリテーションを含む治療をはじめ、生活指導や日常生活の援助等家庭に準じたきめ細かな療育を提供する。

在宅の肢体不自由児や知的障害児に対して、早期に通園により、障害や発達に応じた訓練・指導等必要な療育を提供する。

在宅の重症心身障害児・者が家族と共に、より豊かな生活を送っていただくため、通園により、健康管理や生活指導を行う。

短期入所事業及び日中一時支援事業等の市町村事業を積極的に受け入れ、在宅の障害児・者に対して療育を提供すると共に、家族に一時的な休息を提供する。

在宅の障害児・者に対して、家庭や関係機関の訪問及び外来等を通して療育指導を行う。

(2) 療育従事者の確保・育成

療育従事者の確保

魅力ある働きやすい職場づくりや、本県の中核的な療育機関として子ども達の成長を支えながら、自らの能力向上を可能とする体制を整備する。その上で、様々な広報活動や効果的な募集等により、療育従事者の確保に努める。

ア 魅力ある働きやすい職場づくり

利用者と療育従事者とのよりよい信頼関係を築きながら、柔軟で弾力的な勤務体制を整備し、過重労働のない職場づくりに努める。

イ 自らの能力向上を可能とする体制の整備

(ア) 診療を支えながら研修を行う医師の身分保障を充実する。

(イ) 診療能力の向上や診療技術の習得に関する指導体制の整備により、自らの資質の向上を希望し意欲のある療育従事者の確保に努める。

(ウ) 療育の向上に資する研究環境を整備し、専門知識の習得に意欲のある療育従事者の確保に努める。

ウ 広報活動

ホームページ、法人独自の紹介冊子、各種メディアや講演等、様々な機会を捉え、広報活動に努める。

エ 公募

療育従事者を公募し、時宜を捉え効果的な募集や採用の方法により、優秀な人材の確保に努める。

療育従事者の育成

療育機構における療育従事者を対象とする教育・研修体制を構築し、専門性の向上を図る。

ア 研修

(ア) 療育機構外における、学会、研究会、研修会等への積極的な参加により、

情報発信、情報収集に努め療育水準の向上を図る。

- (イ) 療育従事者の研修体制を整備し、これに基づく研修会等を充実させ、専門知識の向上と均衡化を図る。
 - (ウ) 高度医療実習等により療育従事者の育成を図る。(人工呼吸器患者、感染管理、重症ケア等)
- イ 県立病院機構等との人事交流による医療従事者の能力向上への寄与。

(3) 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供

利用者・家族の信頼のもとで診療を行うとともに、検査及び治療の選択について利用者・家族の意志を尊重するため、インフォームド・コンセントを一層徹底する。

障害の重度・重複化や利用者のプライバシーの保護等に対応できるよう療育環境の充実を図る。

療育サービス評価の推進

- ア 療育サービスの自己点検と第三者評価委員による評価を行う。
- イ アンケートや苦情受付等により利用者の意見・要望を把握し、サービスに反映させる。

地域連携の推進

- ア 病病・病診連携、地域療育医療拠点事業施設との連携の強化を図る。
- イ 利用者のライフステージに応じた支援のため、市町村、地域の福祉関係機関(施設)等との協力ネットワークを構築する。

クリニカルパスの作成及び適用を促進する。

薬剤師が、薬効や副作用の説明を行い、安全で確実な薬剤管理指導を行い、服薬に関わる事故の防止を図ること等により、安定した治療効果の発現に寄与するよう努める。

利用者等が、主治医以外の専門医の意見及びアドバイスを求めた場合に適切に対応できるよう、セカンドオピニオンに取り組む。

利用者が安心して療育を受け、円滑に地域生活ができるよう、医療ソーシャルワーカー等による総合相談体制を充実させる。

(4) より安心して信頼される療育の提供

各部門に共通する医療事故等防止対策マニュアルと、各部門に特化したマニュアルを作成し関係職員に周知して、医療事故等の防止を図る。

利用者・家族等の安全や職員の健康確保のため、感染源や感染経路などに応じた適切な院内感染予防策を実施するなど、院内感染対策の充実を図る。

法令の遵守と情報公開の推進

ア 医療法や児童福祉法をはじめとする関係法令に基づき、療育従事者としての内部行動規範、倫理等について規則化し、職員への徹底を図る。

イ カルテ、レセプトはもとより、看護記録、生活指導記録等個人情報の適切な管理を行うとともに、情報公開については秋田県個人情報保護条例及び秋田県情報公開条例の適用の下に適切に行う。

2 療育に関する調査及び研究

専門的な調査・研究及び研修等を実施し、医師をはじめ療育スタッフ等の専門知識の習得と技術の向上を図るほか、医療・福祉等の各分野における人材育成を行うことにより、県内の療育水準の向上と均衡化を図る。

3 療育に関する地域への貢献

地域においても安心して療育の提供を受けられるよう、地域の療育体制を支援する。

(1) 地域療育医療拠点事業及び障害児等療育支援事業の施設をはじめ、市町村、地域の福祉関係機関、教育関係機関、保育関係機関等と療育に関する情報の共有化を進めるなど連携を強化し、地域の療育体制を支援する。

(2) 医師等による地域の療育機関等への支援、地域の療育従事者を対象とした研修会や地域座談会への講師派遣等に取り組む。

(3) 県内の障害児等療育支援事業と地域療育医療拠点事業の施設やその利用者に対して、医師やセラピスト等が巡回して療育指導を提供する。

(4) 県内の療育従事者の育成を図るため、教育研修体制を整備するとともに、専門分野の研修医や研修生等の受け入れを行う。

(5) ホームページ等を通じ、療育情報の発信及び障害児・者の理解に関する普及啓発に取り組む。

(6) 地域住民を対象としたセミナー、広報など積極的に行うとともに、地域交流や各種行事等へのボランティアの受け入れを行い、ノーマライゼーションの理念の一層の促進を図る。

- (7) 訪問診療・訪問看護・軽度障害児の日中一時支援の可能性等、各種の社会資源と連携して、在宅における障害児・者への新たな支援体制づくりを検討する。

4 ライフステージに応じた総合相談

- (1) 障害児・者への療育の情報はもとより、家庭における養育、就学、進路、就労、生活、福祉等ライフステージに応じた多方面にわたる各種サービス情報の提供や利用までのバックアップを行うため、各専門機関と連携した総合相談体制を充実させる。

相談にあたっては、ワンストップサービスに努める。

- (2) 育児等に不安を持つ家庭に、障害はもとより、子育てやしつけ等、子ども全般に関するあらゆる相談に幅広く対応する。

5 発達障害児・者への支援

- (1) 発達障害児・者及びその家族等に対する支援を総合的に行い、一層の支援機能の充実に努める。

- (2) 療育部門の医師をはじめとする療育従事者との連携と助言のもとで、適切な支援に努める。

- (3) 発達障害に関する関係機関と情報を交換し、それぞれの機関の機能を十分活用しながら効果的に支援できるよう、連携と支援に努める。

- (4) 発達障害の特性及び対処方法等について、家族はもとより、県民や関係機関に理解の促進を図るため、資料の作成による普及啓発や研修会等を行う。

- (5) 相談・支援・就労等の各支援員は、専門研修会に積極的に参加し、知識・技術の向上を図る。

- (6) 発達障害児・者への総合的な支援の在り方を検討するため、家族団体や関係機関等により構成される連絡会を定期的を開催する。

- (7) 苦情に迅速かつ適切に対応するため窓口を設置し、解決に努める。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

理事長のリーダーシップのもとに、療育機構は、地方独立行政法人制度の特長を生かし弾力的な運営を進めることにより業務の改善及び効率化に努め、中期目標の達成

を図る。

1 効率的な運営体制の構築

(1) 管理体制の構築

法人の運営実態を考慮した、より効率的、効果的な組織体制を構築する。

療育従事者の弾力的な配置等により、利用者動向の変化等へ対応し、療育サービスの向上と良好な経営に取り組む。

(2) 効率的な業務運営の実現

業務の見直しや、医療・療育情報や財務会計、人事給与等の各種システムの導入等により、効率的な業務運営に努める。

(3) 職員の意識改革

業務運営の改善に向けた教育・研修会等を通じて、職員のコスト意識の向上に努める。

2 施設経営に携わる事務部門の職員の確保・育成

(1) 経営や診療報酬事務等の専門研修を実施し、事務職員の専門性の向上を図る。

(2) 急速な経営環境の変化にも迅速に対応できるよう、関係法令及び医療事務に精通し、経営感覚と交渉能力に長けた人材の確保に努める。

3 収入の確保、費用の節減

(1) 収入の確保

これまで蓄積してきた既存サービスを充実させるほか、次の新規サービス等により、収入の確保に取り組む。

ア 重症心身障害児・者の受入れの拡大

イ 超重症心身障害児の受入れの拡大

ウ 発達障害児・者の受入れの拡大

エ 障害歯科の受入れの拡大

オ セラピストによる療法の充実

カ 高度医療機器による検査の充実

診療報酬の請求漏れ及び減点の防止を徹底するとともに、診療報酬制度の研究に努め、収益向上につながるよう業務の見直しを図る。

未収金の発生を未然に防止するとともに、早期の回収に取り組む。

病床管理の弾力化による病床利用率の維持向上に取り組む。

(2) 費用の節減

物品購入については、在庫管理の徹底や、購入動機、使用、管理について点検を行うとともに汎用品の購入促進、複数年契約の導入、後発医薬品の採用など費用の節減に努める。

業務委託を進め、委託に当たっては委託先を精査の上、委託費の縮減を図る。

第4 予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画

「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」
を着実に実行することにより、運営費交付金の抑制に資する。

1 予算（平成22年度～平成26年度） (百万円)

区 分	金 額
収入	
医療福祉収益	4,026
受託事業収益	288
運営費交付金	3,464
その他収益	23
計	7,801
支出	
人件費	5,523
うち職員退職手当金	210
事務管理費	1,036
事業材料費	1,236
その他経費	6
計	7,801

【人件費の見積り】

期間中総額5,523百万円を支出する。なお、当該金額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当及び法定福利費等（共済組合負担金を除く）の額に相当するものである。

2 収支計画（平成22年度～平成26年度）

（百万円）

区 分	金 額
収入の部	8,251
医療福祉収益	4,026
受託事業収益	288
運営費交付金収益	3,340
雑益	597
資産見返運営費交付金戻入	74
資産見返物品受贈額戻入	500
その他の収益	23
支出の部	8,251
人件費	5,523
うち職員退職手当金	210
事務管理費	912
事業材料費	1,236
減価償却費	574
雑損	6
純利益	0

3 資金計画（平成22年度～平成26年度）（百万円）

区 分	金 額
資金収入	7,801
業務活動による収入	7,801
医療福祉サービスによる収入	4,026
受託事業による収入	288
運営費交付金による収入	3,464
うち職員退職手当金	210
その他の収入	23
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
資金支出	7,801
業務活動による支出	7,663
投資活動による支出	138
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0

（注）

予 算：療育機構の業務運営上の予算を、現金主義に基づき作成するもので、県の予算会計に該当するもの。
 収支計画：療育機構の業務の収支計画を、発生主義に基づき明らかにし、純利益又は純損失という形で表すもの。

資金計画：療育機構の業務運営上の資金収入・資金支出を、活動区分別（業務・投資・財務）に表すもの。

第5 短期借入金

1 限度額 300,000,000 円

2 想定される短期借入金の発生事由
 運営費交付金の交付時期の遅れによる一時的な資金不足等への対応。

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
 中期計画期間における計画はない。

第7 剰余金の使途
 決算において生じた剰余金は、施設の整備、医療機器の購入及び将来の資金需要へ

の対応のため、預金等に充てる。

第8 その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備の整備に関する計画（平成22年度～平成26年度）

高度専門療育の充実のため、施設及び高度医療機器の整備計画を策定し、計画的に整備を行う。

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
医療機器等備品	百万円 1 3 8	運営費交付金

2 人事に関する事項

(1) 職員の適切な配置

障害児・者を取り巻く動向の変化に応じながら、良質で安全な療育を効率的に提供するため、療育従事者数及び部門間配置については弾力的な人員管理を行う。

(2) 人事評価システム、業績や勤務成績を反映した給与制度（年俸制度、手当等）の検討

職員の業績や能力を職員の給与に反映させるとともに、職員の育成、人事管理に活用するため、第2期中期目標の開始年度の平成27年度の導入に向けて検討を行う。

3 職員の就労環境の整備

良好で快適な就労環境の整備・維持に努め、定期的な職員のヘルスケアを実施する。